

⑧ 水道用亜硫酸水素ナトリウム液購入仕様書

標記浄水薬品の購入にあたって沖縄県企業局を「甲」、納入者を「乙」として次のとおり規格その他を定めるものとする。

1 品質規格

(1) 納入する水道用亜硫酸水素ナトリウム液は下記の品質に適合すること。

ア) 食品、添加物の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号） 第2 添加物（最終改正：平成29年11月30日）（亜硫酸水素ナトリウム液）に準拠した下表の規格に適合すること。

項目	規格値
亜硫酸水素ナトリウム (NaHSO ₃) %	34.0 以上
鉛 (Pb) μg/g	2.0 以下
ヒ素 (As) μg/g	1.5 以下

イ) 以下に定める設定最大注入率において「水道施設の技術的基準を定める省令」第1条第十六号に定める基準に適合すること。

・設定最大注入率 500 mg/L（亜硫酸水素ナトリウム34%溶液換算した値）。

ウ) イ) で定めた設定最大注入率において下表の基準に適合すること。

項目	基準値
銅及びその化合物	※ 0.001 mg/L
コバルト	※ 0.001 mg/L

※銅・コバルトについては暫定値である。

(2) 乙は、規定の品質を証明するため、「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」に準じた試験方法により、計量法に基づく都道府県知事の登録を受けた計量証明事業者が発行する品質規格試験成績書を総務企画課に提出するものとする。

2 納入計画書の提出

(1) 乙は、次の各号に掲げる事項を納入計画書として作成し、甲の承認を得なければならない。

①納入に関する取扱責任者の経歴書

②浄水薬品への異物混入・積替事故・漏洩等を防止するため、仕入先又は自社製造工場から納入場所までの移送方法及び運搬経路図

ア) 県内製造工場から甲の貯蔵槽までは直送品を納入するものとし、その移送方法及び運搬経路図を明記する。

イ) 県外製造工場から甲の貯蔵槽までは、原則として直送品を納入するものとするが、移送上、運搬用タンク、タンクローリー及び貯蔵槽等への積み替えを必要とする場合は、関係法令を遵守し行うこととし、その移送方法（積み替え方法含む）及び運搬経路図を明記する。

なお、運搬用タンク、タンクローリー及び貯蔵槽等は、関係法令に基づく構造・設備等基準に準拠したものでなければならない。

③浄水薬品を県外製造工場から船舶により移送する際は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、船舶所有者が有害液体物質等の排出に備えた防除措置（資材及び要員の確保）を実施していることが確認できる書類（船舶所有者発行の証明書等）

④規定の品質を証明するため、日本水道協会規格及び「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」に準じた試験方法により、計量法に基づく都道府県知事の登録を受けた計量証明事業者（事業区分：濃度）が発行する品質規格試験成績書

⑤薬品の濃度、比重、温度の関係を示した換算表

⑥緊急時の連絡体制表（乙及び製造業者）

⑦納入作業を行う者（以下「納入従事者」という。）の運転免許証の写し及び名簿

⑧納入に使用する車両（以下「タンクローリー」という。）の車検証の写し及び写真（車両前面、後面、側面各1枚）

⑨標記浄水薬品に関し、乙の貯蔵施設の写真1枚、輸送時に使用する専用タンクの写真（タンク前面、後面、側面各1枚）

⑩計量法第23条及び第118条の規定に従って検査を行った計量器検査成績書（2年以内に発行されたものに限る。）の写し

⑪貯蔵槽への圧送に使用する接続金具を取り付けたホース（以下「納入用ホース」という。）について、第9項（設備）により実施した試験の試験成績書及び試験状況写真

⑫安全データシート（SDS）

⑬第7項のインフルエンザ発生時の対応

(2) 乙は、先に届け出た納入計画書に変更が生じる事となった場合は、事前に変更事項及び変更が生じる事となった理由を甲に届け出て、承認を得なければならない。

3 納 入

(1) 乙は甲から納入請求を受けたときは、速やかに甲の指定した納入場所に浄水管理事務所職員の立ち会いのもと納入しなければならない。

(2) 納入方法はタンクローリー運搬とする。

(3) 納入日時は、原則として閉庁日を除く午前9時から午後4時30分までとする。ただし、緊急時はこの限りではない。

(4) 乙は、納入の都度、成分分析表（濃度、比重及び温度を明記したもの）及び計量証明書を提出するものとする。

(5) 甲及び乙は、納入の際に薬品の納入量を相互に確認するものとする。

(6) 取扱責任者は、納入にあたり、甲の職員と受入装置、受入方法、その他場内での危険防止のための注意事項等について協議を行い、納入従事者に指導教育を行わなければならない。

なお、納入従事者は、指導教育及び訓練を受けた者でなければならない。

(7) タンクローリー及び納入用ホース並びに運搬用タンク（以下「専用物品」という。）は、専用のものを使用することとし、乙の責任において用意するものとする。その際、乙は安全性に留意し、納入時に使用する物品の品質管理についても責任を持ってあたらなければならない。

ただし、届け出た専用物品を使用する事ができないときは、従前の薬品名と使用する物品の洗浄方法について届出の上、承認を得なければならない。

(8) 乙は、納入時にはイエローカード及び専用保護具、中和剤を所持すること。

(9) 甲は、浄水薬品の納入及び管理体制の確認のため、製造工場及び貯蔵施設等を調査する

ことができる。その際、乙及び薬品製造業者は甲の調査に協力すること。

(10) 甲の設備運用により、1回の納入で受入可能な量は次のとおり。

海水淡水化センター 4,600kg以下

(11) 甲の台風対策として納入請求の当日又は翌日を納入日時に指定することがある。

4 納入場所

北谷町字宮城1番地の27 海水淡水化センター（北谷浄水管理事務所） TEL：098-936-5257

5 購入実績数量

(1) 海水淡水化センター 実績数量 36,000kg（月間実績数量 3,000kg）

(2) 前出実績数量は令和元年度実績によるものであり、各浄水場の処理水量、水質等の変動により、購入数量は変動する。

6 検 収

(1) 納入品について、甲は抜き取り検査をすることができる。この場合、不良品は良品と交換するものとし、経費はすべて乙の負担とする。

(2) 甲は、品質規格試験成績書、水処理効果、濃度確認及び一般的性状等に疑義が生じた時は品質の規格試験を実施又は委託するものとする。委託に要する費用は、乙の負担とする。

7 請求書の受理及び支払

請求書は、各浄水管理事務所受領し、その支払事務を行う。

8 新型インフルエンザ等発生時の対応

(1) 新型インフルエンザ等の感染拡大により、納品が困難となる事が予想される場合は、乙は速やかに甲に連絡をするものとし、乙は甲の指示に従い、甲の業務に支障のないよう努めなければならない。

(2) 甲の指示に即座に対応できるよう、乙は納入品の県内における最大備蓄可能量と、緊急時における納品体制（納入従事者の確保や別ルートの設定等）を検討・整理し、甲の様式により報告すること。なお、企業局における備蓄可能量と合計し、約2か月の間に使用する薬品の確保ができることを原則とする。

(3) 県内において製造している薬品については、第8項第2号の規定によらず必要量の備蓄を行わずとも、原材料の確保等により約2ヶ月分の薬品が、製造により供給可能であると証明できればよい。

(4) 納入品の製造業者の稼働状況及び、県外製造にあつては、船舶の航行状況についても常に把握すること。

(5) 新型インフルエンザ等海外発生期の段階において、浄水薬品の備蓄が開始できる体制を構築し、国内発生早期（県内警戒期）の段階には、甲の指示により、備蓄が開始できること。

(6) 乙においても感染予防に努め、納入従事者についてはマスクの着用を励行する等、感染予防を徹底すること。

9 設備

(1) 乙は、納入用ホース含む専用物品について、薬品毎に適した材質を使用すること。

(2) 納入時に使用するホースは、フランジ式結合器具を接続した状態で、圧送時の最大圧力（タンクローリー安全弁の吹き出し圧力：最大0.18MPa）の1.5倍以上の圧力に耐えられるか耐圧（水圧）試験を行い、試験に合格したものを使用しなければならない。

(3) 乙は、納入用ホースの耐圧管理等に責任を持ってあたなければならない。

(4) フランジ式結合器具は、納入時に使用するホースと直接接続するものとし、ホースの継ぎ足し等は一切認めない。

10 その他

- (1) 乙は、混入の恐れのある有害物質については関係法令に留意し、水処理薬品による水質汚染を生じてはならない。
- (2) 乙は、労働安全衛生法その他関係法規を守り、十分な保安措置を講じ、事故防止に万全を期さなければならない。なお、法規に規定されていない事項についても、当局職員の指示があれば、必要な措置を講じなければならない。
- (3) 乙は、不完全な機械の使用による損害、あるいは甲の構築物等を汚染または損傷した場合には乙の負担で弁償復旧しなければならない。
- (4) この仕様書に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上定める。